

コロナ禍における人手不足の背景と対応

—農業労働力および農業分野の外国人受入れを中心に—

2020.6.5

農林中金総合研究所

主事研究員 石田 一喜

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本国内の雇用・就業面にも大きく影響しているが、在宅勤務の可否など業種の特性に応じて、相当異なる影響が出ている。例えば、製造業、外食業、小売業、観光業では、供給網の混乱や従業員の感染、または感染拡大防止のための自粛・休業により、倒産や業務縮小にともなう雇止め・解雇の拡大が懸念されている。一方、農業が直面しているのは、「人手不足」である。特に、外国人技能実習生を受入予定だった農業者では、入国制限等の措置により、外国人の来日が予定通り進まなかった結果、突如人手が足りない状況となっている。とりわけ耕種農業は、気温や天候など自然環境に依るところが大きく、植付作業や収穫作業を行う時期やタイミングに遅れや未達が生じると、農業所得の減少はもちろん、供給量の減少や価格の上昇を通じて「食卓」にも影響が及びかねない。こうした事態を避けるためにも、農業労働力の確保が急務となっている。

もちろん、農業分野の人手不足は、新型コロナウイルスの影響により、新たに発生した問題ではない。そこで本稿では、まず、農業に従事する外国人の存在感が増しつつあった、コロナ禍以前の状況をまとめる。次いで、農業労働力をめぐるコロナ禍の影響とその対応内容を整理し、外国人の受入れを踏まえた「WITH(ウィズ)コロナ時代」の留意点を指摘したい。また最後に、これまでの外国人への依存を高める方向性に「歪み」があったことを述べ、農業の人手不足に関して今後検討すべき方向性に関する筆者の考えをまとめてみたい。

<目次>

はじめに

- 1 コロナ禍以前 - 技能実習生の増加が継続、特定技能への期待が高まる
- 2 コロナ禍の影響 - 感染拡大にともない、外国人の来日予定が混乱
- 3 影響への対応
 - (1) 他産業と連携した、「代替人材」の確保が進む
 - (2) 他産業で雇い止めとなった実習生の受入れも可能に
 - (3) 農業労働力確保緊急対策事業が代替人材の確保を支援
- 4 コロナとの共存 - 「WITH(ウィズ)コロナ」時代への対応が急務
- 5 今後の展望 - 農業生産の外国人労働力への過度な依存はリスクと認識すべき
おわりに

1 コロナ禍以前-技能実習生数の増加が継続、特定技能外国人への期待が高まる

2019年の日本国内の農業就業者人口(農業を主な職業とする人口)は168万人であった。高齢者の離農を背景に、2010年の261万人、2015年の210万人から大きく減少し、農業労働力の脆弱化が進んでいる。また、こうした離農の結果、複数世代が農業に従事する農業経営体における投下可能な労働力が縮小している。重量野菜の収穫作業など労働負荷が高い作業について、高齢者が若い時と同じように働けないことをあわせて勘案すれば、農業現場での実質的な労働力は、人数の減少以上に進んでいるとみるべきだろう。そうしたなか、農業分野でも労働力確保を目的とする雇用が徐々に進み、大規模ないし規模拡大を目指す農業者では、欠かせない取組みになっている。

ただし、実際の雇用確保はそれほど容易ではない。厚生労働省が、公共職業安定所(いわゆるハローワーク)における求人、求職、就職の状況をまとめた「職業安定業務統計」をみても、農業分野の有効求人倍率は全産業平均より高い。求人数が求職者数を上回る状況が続いているため、ハローワークで募集しても、人が集まらないという印象を持つ農業者が多く、親戚や近隣の住民などが働くケースが依然多くみられる。最近では、自治体やJAグループ等が農業雇用にて化したマッチング支援を行い、実績を伸ばす事例も出ている。しかし、十分な人員確保ができていない農業者ばかりではなく(注1)、むしろ、畑作、野菜、きのこ、酪農等では、継続的に人手確保を難しいと感じる農業者が多い(注2)。

事実、農業分野の常雇人数(注3)をみると、雇用ニーズの高まりに反して、2016年をピークに減少に転じている。この背景としては、既存の雇用者でも農業者と同じく高齢化が進み、離職者が増えたことがあげられる。また、他産業との賃金差や人材獲得競争の結果、他産業での就労を希望する者が多かったのも一因となっている。

こうしたなかで、近年、急速に存在感を増しているのが、外国人技能実習生である。2013年以降は、年4千人のペースで増加が続き、日本人の常雇人数の減少と相まって、今では常雇人数の1割強を技能実習生が占めている。この割合は、高原野菜地帯等ではさらに高く、「技能実習生がいなければ生産が立ち行かない」という声も聞かれる。

もちろん、技能実習制度は、「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」(技能実習法第3条第2項)とされている。しかし、適正に実習を行う限り、実習生の受入れは従業員の増員となり、間違いなく労働力確保につながることになる。そのため、人手不足をきっかけに、技能実習生の受入れを検討する者が少なくない。

また、技能実習生の増加については、農業分野では、技能実習制度以外に外国人を受け入れる仕組みがなかったことも一因にあげられる(注4)。この点については、2018年に突如、人手不足の解消を目的とする外国人労働者の雇用を認める仕組みの具体的検討が始まり、12月に新たな在留資格「特定技能」(2019年4月施行)の創設が決まっている。ただし、その内容は、技能実習からの移行を相当意識しており(注5)、技能実習から特定技能への代替が想定しにくい内容である。また、一定期間以上の雇用経験がない農業者は、特定技能外国人の雇用が不可とされているため、まずは技能実習生の受入れから検討する農業者が多かった。

ちなみに農業分野は、天候や品目の特性から、技能実習生の受入れが難しいケースが多いことから、特定技能の創設以前から外国人労働者の雇用を認める新たな仕組みを強く要望してきた

(注 6)。その成果もあって、国家戦略特区に限ってではあるが、他分野に先駆けて外国人労働者の雇用を認める措置(農業支援外国人受入事業)も実施された経緯がある。

特定技能施行初年度の実績は、制度の周知不足や受入体制の未整備等もあり、当初予想をはるかに下回ったが(686名、2020年3月末時点)、雇用者数は特定技能を通じた雇用が認められる14分野のうち、飲食料品製造業に次いで、2番目に多い(注7)。農業者や産地での受入体制整備も進んだこともあり、施行2年目にあたる今年度はさらなる雇用の拡大が期待されているところであった。

なお、2020年3月31日に閣議決定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」(注8)は、従来の基本計画と比べて、生産現場での人手不足に注目している。具体的な対策についても、新規就農者の確保や農業の「働き方改革」の推進、多様な人材とのマッチングの強化、スマート農業の導入や「農業支援サービス」の定着など、多岐に渡る内容を明記するなど意欲的な内容となっている。ただし、ここで注目したいのは、上記の取組みに併記して、「こうした取組を進めてもなお不足する人材を確保するため、特定技能制度による農業現場での外国人材の円滑な受入れ」を重視する方向性を明示した点である。いわば、「最後の砦」的な役割を外国人労働者に期待しており、各種取組の成果が実現しなければ、外国人労働力への依存度が高まる可能性すらある。それほど、外国人が必要不可欠な存在となっているのが、コロナ禍以前の状況だったといえる。

- (注1) 日本政策金融公庫「平成元年7月農業景況調査 特別設問」(2019年12月4日)によれば、過去5年間において、労働力が増員した経営体のうち、4割弱が、いまだ労働力が不足していると回答しており、規模に見合った労働力の確保ができていない。
- (注2) 日本政策金融公庫は、「農業景況調査」を定期的(1月、7月)に行い、雇用状況 D.I(動向指数。前年と比較して「良くなった」とする回答の割合から、「悪くなった」とする回答の割合を差し引いた値で、上向き、下向きといった方向感を捉える指標)を継続的に集計している。最新の結果をみると(「農業景況調査(令和2年1月調査)」(2020年3月26日公表))、畑作、きのこ、採卵鶏、酪農(北海道)の順に D.I のマイナスが顕著となっている。
- (注3) 農林業センサスでは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約(口頭の契約を含む)に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人を「常雇い」と定義している。
- (注4) 我が国の外国人の受入れに関する基本的な考え方は、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる一方で、それ以外の外国人は、様々な検討を要するため、原則受入れない方針となっていた(「第9次雇用対策基本計画」(1999年8月閣議決定)など)。農業はいわゆる単純労働分野とみなされ、農業で働くことを目的とする在留資格がない状況が続いていた。
- (注5) 農業分野を念頭においた特定技能の創設経緯等については、石田(2018b)にまとめている。全体的な経緯等については上林(2020)等が参考となる。
- (注6) 特に周年を通じた農作業機会がないエリアは、技能実習が前提とする継続的な実習を行うことが実質的に困難であるため、制度改正を長く要望してきた。本内容は、2019年中にも厚生労働省・技能実習の職種のあり方に関する検討チームにおける議論があり(19年12月20に報告書が公表)、農業関連では①複数の法人による技能実習の実施の要件の明確化、②冬季に寒冷地で農作業が出来ないことへの対応として、冬季の一時帰国を含む実習計画の容認、などの要望があがっている。②については、現場の実態などを踏まえ、引き続き検討することが明記されており、今後の動向をフォローする必要がある。なお、①については、JA等が技能実習生を受入れ、請負契約を締結した組合員等と連携し

ながら実習を行う「請負方式技能実習」を通じて行うことも可能となっている(石田(2019))。農業支援外国人受入事業の概要は石田(2017)に詳しいが、本事業が派遣形態での雇用に限っていたのに対し、特定技能では派遣形態に加えて、農業者等の直接雇用を認めた点が違いとなっている。

(注7) 出入国在留管理庁が公表する「特定技能1号在留外国人数(令和2年3月末現在)」(2020年5月29日公表)を参照とした。

(注8) 食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に沿って、5年に1回作成される。2020年の基本計画が農業労働に注目していることについては、植田(2020)にも詳しい。

2 コロナ禍の影響-感染拡大にともない、外国人の来日予定が混乱

ここからは、農業労働力をめぐるコロナ禍の影響をみていきたい。

先に結論をいえば、コロナ禍に突如生じた農業での「人手不足」は、国内外の状況によって、技能実習生等の来日予定が大きく混乱したことを主要因としている。そのため、2月下旬以降、新たに技能実習生等の受入れを予定していた農業者・産地での影響が大きく、入国制限対象地域の拡大や入国拒否に関する措置の延長等に応じて、影響の範囲はますます広がっている(注9)。また、入国できたとしても、入国の次の日から起算して14日間は自宅等での待機が要請されたことなど、通常時とは異なる対応が必須となったことも、少なからず影響した。

なお、来日予定が混乱する要因には、いくつかのパターンがある。技能実習生を例とすれば、農業者から監理団体への相談から実習(受入)開始までには、(1)現地面接、雇用契約書の締結、(2)技能実習計画の認定申請(外国人技能実習機構)、(3)在留資格認定証明書交付申請(法務省入国管理局)、(4)査証(ビザ)申請(在外公館(現地の日本大使館・領事館))を経て来日し、入国後1~2か月の講習が必要となる(注10)。この間、最低でも半年を要するため、技能実習計画の申請は、遅くとも入国の4か月前にすべきとされている。

この流れに沿えば、新型コロナウイルスの影響が出始めた春先以降の来日については、日本国内で必要な手続きは完了していたケースが少なくない。しかし一方で、外国人母国での手続きは、様々な要因から予定通り進まない事例が多発した。

まず明らかになったのは、外国人の母国での申請窓口の対応遅れである。とりわけ中国国内では、コロナの影響が徐々に拡大し、2020年1月末の春節休暇の延長、2月前半までの企業の休業措置が決まり、2月に入ると武漢市以外の都市でも移動や外出の制限等が行われた結果、日本政府の査証(ビザ)の発給が徐々に遅れ、入国スケジュールに混乱が生じ始めた。この間は、国際線の大幅な減便により、安価な航空券の確保しにくくなったことも、来日予定の遅れにつながっていた。その後、さらに感染拡大が進むと、査証(ビザ)申請手続の受理停止となり、それ以前に発給されていた査証の効力が停止される措置も決まると、技能実習生の来日が不可となった。

こうした措置は、当初こそ武漢市を含む中国湖北省だけが対象であったが(20年2月1日~)、その後、中国浙江省(2月13日~)、韓国韓国大邱広域市及び韓国慶尚北道清道郡(2月27日~)が順に追加された。3月9日には、同月8日までに中国および韓国全域において発給された一次・数次査証の効力を当分の間、停止する決定がなされ、その後、入国拒否の措置が講じられている。

韓国・中国と比べると、東南アジアからの来日については、若干時間的な余裕があった。しかし、3月28日には、東南アジア7か国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム)

ム、マレーシア)に関しても、同月 28 日以前に発給された査証効力の停止が決まっている。その後、4 月 1 日には、東南アジア各国も入国拒否対象とすることが決まり、特段の事情がない限り、4 月 3 日以降の日本への上陸は不可となった。なお、これにあわせて、各国での査証申請も受理しないことになっている。

こうした措置は、当初は4月末までが期限であった。しかし、その後も措置が継続し、執筆時点既に6月末までの延長が決定している。解除される時期次第では、夏以降に技能実習生等を受入れる予定にしている農業者も影響も避けられず、夏場以降の受入れが多い九州等での人手不足の顕在化が心配されている。

新聞等の報道では、技能実習生について注目し、特定技能に関する入国制限の影響は部分的な紹介にとどまる。これは、特定技能外国人数の少なさに起因しており、農業分野でも技能実習生数 3 万人弱と比べて、特定技能外国人数は 686 人とどまっている。とはいえ、前述した通り、施行 2 年目の今年度は、農業者等の受入体制の整備が進んだほか、国内外の試験機会が拡充されるなど、受入拡大の機運が高まっているところであった。なかでも特定技能で新たに可能となった派遣形態での雇用や選果場等の作業を主な業務とする雇用では期待が大きかった分、「出鼻をくじかれた」という声もあがり、早急な対応策の検討が必要になっている。

最後に、本稿では補足となってしまいが、外国人の来日の混乱以外のコロナ禍の影響についても数点述べておきたい。

一点目は、2月27日会合での安倍総理からの要請(全国では 2020 年3月2日～)に基づく(注 11)、小中学校、高校、特定支援学校などの臨時休校措置による影響である。これによって、子供の面倒を見る必要がある保護者が、仕事を休まざるを得ない事態が農業分野でもみられた。

二点目は、ゴールデンウィーク前後にみられた、県境をまたぐ移動自粛の影響である。東北や北陸をはじめとする稲作地帯では、いわゆる「田植え帰省」や「手伝い帰省」が現在も広範に行われている。このように、例年帰省する家族や出身者に農作業を手伝ってもらう農業者は、この間の移動自粛によって、突如「人手不足」に直面することになった。また、都市住民との交流が欠かせない棚田では、オーナーの訪問がかなわず、田植作業の人員不足に悩む事例がみられた。その他、イチゴ等の観光農園では、例年収穫していた観光客等が来園できず、農業者が自ら収穫したというケースが多くみられた。

三点目は、労働力に直接関連する内容ではないが、母国の入国制限により、技能実習修了後、母国に帰国できない事例が生じた。この点については、2020 年 3 月 17 日に帰国が困難となった外国人に対する特別措置が決まり、帰国できない間の在留が認められている(注 12)。本人の希望次第では、在留期間中に就労することもでき、引き続き農業に従事するケースもみられている。

最後四点目としては、人手不足やその懸念から、人手が必要ない品目への転換や作付面積を減らす動きがあったことである。また、収穫作業および出荷・調整作業が間に合わず、生育した作物の出荷を断念した農家も少なくない。和牛や牛乳、バターなどでの過不足と比べて、野菜作の話題は少ない傾向にあったが、影響が皆無ではなかったことを認識すべきである。

- (注9) 入国拒否や査証効力停止は、受入を予定していた技能実習生等の出身国と来日予定時期によって、影響が出るタイミングが異なる。群馬県や長野県などの高原野菜地帯、春先が農繁期となる品目、冬季の農作業が少なく春先から受入を開始する農業者が多い北海道では、新型コロナウイルスの影響が出始めた直後に受入を予定する農業者が多いため、影響が大きい。これらのケースと比べると、夏

季以降に外国人材を受け入れる農業者が多い九州では、影響が比較的小さいが、各種措置が延長されることで、影響の拡大が懸念される。

- (注10) 入国後講習の期間は、外国人の母国での入国前講習の期間に応じて決まる。基本は技能実習1号の活動予定時間の6分の1以上であるが、入国前の6か月以内に、1か月以上かけて160時間以上以上の講習を行った場合は、入国後講習は1/12以上でよいとされており、1か月のケースが多い。
- (注11) 小学校、中学校等の一斉休校は、北海道や千葉縣市川市等で先行的に取り組まれた後、2020年2月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部(第15回)」における安部総理からの要請に基づき、全国でも3月2日から始まった。
- (注12) 措置の内容は法務省「新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取り扱いについて」に詳しい。帰国までの間の就労希望によって、在留資格が異なる点が特徴である。なお、本措置については、3月以降、数回の変更が行われている。1つは、技能実習時と同じ機関での就労を基本だったことから、別の機関での就労を認めることが決まっている(4月27日～)。いま1つは、帰国困難な状況が続いていることへの対処であり、「特定活動(就労可・3か月)」「(就労希望者が対象)および「短期滞在(90日)」「(就労を希望しない者が対象)から「特定活動(6か月)」に許可する在留資格を変更することが決まっている(5月21日～)。なお、本文中では触れなかったが、既に認定済みとなっている実習計画、在留資格認定証明書については、新型コロナウイルス感染症の影響を加味した特別措置が設けられており、在留資格認定証明書の有効期間は通常の3か月間から6か月間に延長された(執筆時点)。実習計画については、認定を受けた計画の技能実習期間と入国日との間が3か月以上空いている場合は、軽微変更での対応可能とされている。

3 影響への対応

(1) 他産業と連携した、「代替人材」の確保が進む

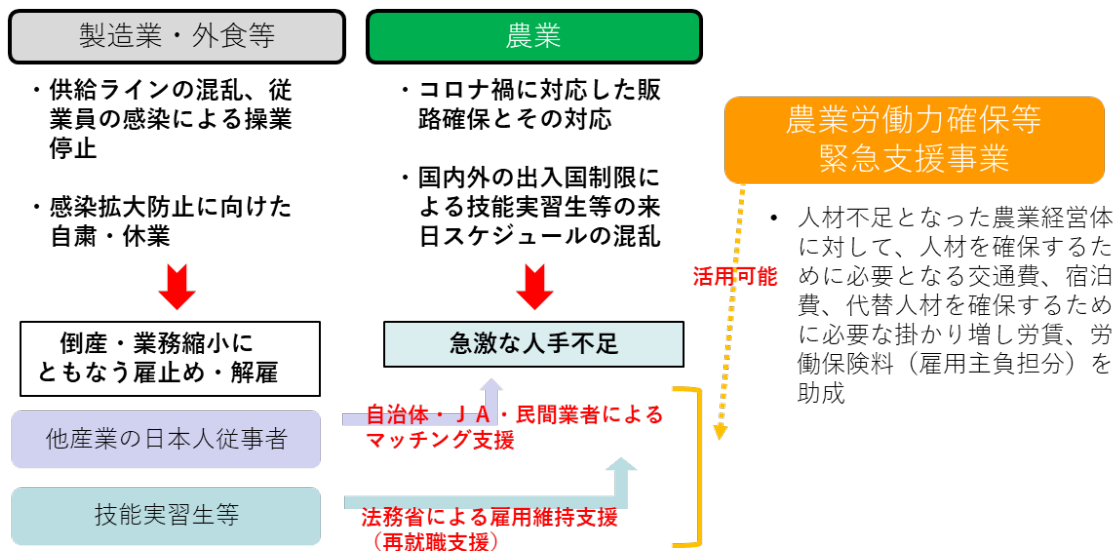
前章の内容をまとめると、コロナ禍の人手不足は、外国人を含めて、地域外からの労働力確保が難しくなったことに由来する。それゆえ農業者の対応は、地域内にいる人を「代替人材」(注13)として雇用することが中心となった。「代替人材」としては、自治体職員やJA職員による援農が先行した後、コロナ禍において就労に影響があった業種の従事者やアルバイト先を失った学生等との連携事例が増え、農業に「雇用の受け皿」を期待する動きと相まって、徐々に取組みが広がった。

前述した通り、製造業、小売業、飲食業、宿泊業、娯楽業では、早期に休業を決めた事業者が多かった。そのため、これらの業種で働く従業員は、一定の休業補償があったとしても(注14)、収入減が避けられない状況となっていた。また、これらの業種では、解雇・雇止めの拡大が懸念されており、厚生労働省の6月5日時点の解雇等見込み労働者数は2万人弱となっている(4月末と比べて1万6千人増加(注15))。業種別では宿泊業が最多となり、今後の状況次第では、さらなる増加も見込まれる。そこで、休業中の仕事を求める人と農業のニーズが一致し、他産業との連携が広がることになった。

例えば、長野県のJA佐久浅間では、地元の軽井沢旅館組合からJAに対する相談内容と技能実習生が来日でできず困っていた農業者からの提案内容が合致したことから、旅館職員等がキャベツやレタスの農業者のもとで従事することが実現している。ここで、各宿泊施設は、自らの従業員に農家での就労希望をたずね、希望する場合は出勤可能日等の情報をJAに提出。JAはその情報を農業者と共有し、雇用の実現につながっている(注16)。また、鳥取県のJA鳥取中央でも、管内

の三朝町に対する三朝温泉旅館協同組合、JA 双方からの相談内容が一致したことを受けて、旅館等の従業員が、ラッキョウ農家やスイカの選果場で働き始めている(注 17)。

第1図 コロナ禍の農業労働力をめぐる状況



資料 筆者作成

農業に従事した者からは、雇用が決まり助かったという声や職場復帰後も関係性を持ちたいという意見が聞かれ、新たな関係性が生まれることになっている。

なお、こうした連携は、ニーズを広く共有し、適切かつ迅速にマッチングする仕組みがあることが望ましい。コロナ禍以前から、職業紹介事業の認可を受けている JA では、これを契機に積極的な活用を目指す事例がみられる。このとき、近隣の者同士のマッチングが理想な一方で、市町村や JA を超えた連携を視野に入れ、情報共有の範囲を広げることも重要である。その一例が青森県であり、公益社団法人あおもり農林業支援センターがワンストップ相談窓口を設置し、県内の JA 等やハローワークと連携しつつ、広く情報を収集し、対応できる仕組みを構築している。長野県でも、各組織が役割分担しつつ、県と JA、佐久地域の町村やハローワーク担当者が連携して説明会を開催している(注 18)。JA グループでも、県域をカバーする仕組みを有しているケースは多く、今後の活用が期待される。

また直近では、民間事業者が、農業分野に特化したマッチングサービスを開始する事例が増えている(注 19)。農業分野でも、求人・求職のルートが多様化が一気に進んだとみることができる。アプリを開発する事業者も増えており、行政や JA が新たに開始する場合は、これらの新規のサービスをフォローすることも欠かせないだろう。

(注13) 農林水産省の「農業労働力確保緊急支援事業実施要項」(令和 2 年 4 月 30 日付 2 経営第 345 号 農林水産事務次官依命通知)は、「代替人材」を不足人員(新型コロナウイルス感染症による入国制限等により、予定していた実習が行えない技能実習生等)の代わりに、人手不足経営体(不足人員の発生により、緊急的に働き手が必要な農業経営体、農作業請負業者等)で農作業を行う者と定義している。

(注14) 各種支援の内容は、厚生労働省の「生活を支えるための支援のご案内」に詳しい。また、第2次補正予算案が2020年5月27日に閣議決定したことに基づき、「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」「家賃支援給付金」をはじめとする、対策の拡充が決定している。なお、給付金の全体像については堀江(2020)、問題点については濱口(2020)が参考になる

(注15) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」による。執筆時点では、6月5日現在集計分が最新となるが、今後も更新予定である。なお、解雇等見込み労働者は、都道府県労働局やハローワークに対して相談のあった事業所等において解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれる。相談ベースの集計となっていることから、潜在的には、さらに多数が影響を受けていると見込むべきである。また、今後、休業者から失業者に転換する可能性も高く、失業率の上昇が懸念される。

(注16) 「コロナ禍の観光・飲食業 農家が人材受け入れ」(2020年4月12日付 日本農業新聞)等参照。

(注17) JA鳥取中央ウェブサイト(<http://www.ja-tottorichuou.or.jp/news/detail.php?id=1239>)参照。

(注18) 全国の自治体や商工団体等による雇用維持・失業対策に係る全国の事例は、経済産業省関東経済産業局が以下のサイトで紹介しており、参考になる。

https://www.kanto.meti.go.jp/kansensho/kansensho_bestpractice.html

(注19) 直近に限定しても、「おてつたび」(㈱おてつたび)、「農 how(ノウハウ)」(㈱アグリリオ)、「農 SideJobs」(リモートワーカーの副業向け、㈱West Field)、「AIagri.(アイアグリ)」(㈱KIRI)などが農業に特化したマッチングサービス・マッチングプラットフォームの開発をリリースしている。

(2) 他産業で雇い止めとなった実習生の受入れも可能に

新型コロナウイルスの影響は、日本人に限らず、技能実習生や特定技能外国人の就労にも及んでいる。特に操業を停止した事業者が多い製造業や飲食業では、受け入れ先の経営状況の悪化(倒産含む)を理由に、実習の打ち切りや雇用契約の解除となるケースが生じている。

特に技能実習生の場合、受入先が用意した宿泊施設で生活することが多い。そのため、実習の打ち切りが、住む場所の喪失にもつながり、即座に生活が困窮してしまうことになる。リーマンショック時にあった日系人等の解雇等に関しては、再就職の難しさを勘案して、離職した日系人に対する帰国支援事業が実施されたこともある。しかし、今回のコロナ禍では、母国への帰国が当面不可になっているため、日本国内での雇用維持支援がなおさら重要となっている。

ただし、解雇時と同一の職種・業種で再就職先を見つけることは容易でない。なぜなら、解雇された事業者の職種は、同じくコロナ禍の影響を受け、雇用を増やすことが難しいと考えられるからである。また、技能実習制度が、原則として実習実施者の変更(転職)を認めていないこともあり、転職支援のノウハウを持つ監理団体ばかりではないことも、新たな実習先の紹介がスムーズに進まない理由の1つとなっている。

そこで法務省出入国管理庁は、実習生の雇用維持を最大の目的として、以下2つの支援策を講じている(出入国在留管理庁「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について」(2020年4月17日))。

1つは、再就職支援である。進め方としては、まず経営上・事業上の理由により実習が困難となった者が就労希望を確認し、希望があった場合は、監理団体から出入国在留管理庁に「個人情報取り扱いに関する同意書」(外国人のプロフィールと就労希望分野のチェック欄等を記載したも

の)を提出する(注 20)。その後、出入国在留管理庁は、同意書の内容に応じた関係省庁および関係機関と情報を共有し、再就職先のマッチングの実現を目指すことになっている。なお、ここで選択可能な就労希望分野は、特定技能において「特定産業分野」となる 14 分野に限られるが、技能実習時の職種と異なることに問題はない。ここで農業分野は、介護分野と並び、積極的な受入れが期待されている。今後、農水省からの情報提供に基づき、JA 全中、日本農業法人協会、全国農業会議所が、農業法人や地域ニーズとの調整を進めることになっている。

いま1つは、在留資格に関する特例措置である。すなわち、再就職先との雇用契約が成立した際、最大1年を期間とする「特定活動」(就労可)の在留資格が特別に付与されることになっている(注 21)。

本措置、とりわけ再就職支援については、期待が高い一方で、「機能するかは不透明」(注 22)という意見もある。しなしながら、母国への帰国もかなわないなか、就労希望者に対しては適切な支援が行われることが望ましく、今後の展開を期待したい。

(注20) 監理団体等が外国人技能実習機構に提出する「技能実習実施困難時届出書」の「技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因」が経営上・事業上の理由に該当しているときに限り、本措置の就労支援を受けることができる。なお、自ら就職活動を行い、新たな再就職先をみつけることは問題ない。

(注21) このとき、報酬額が日本人が従事する場合と同等以上であることや、受入れ機関が適正に受け入れることが見込まれること等の要件が課され、受入れ機関には「説明書」および「賃金の支払いに関する書面」の作成が必要となる。

(注22) 「コロナで解雇、進まぬ転職 外国人実習生にミスマッチ」(2020年5月8日付 日本経済新聞朝刊)

(3) 農業労働力確保緊急対策事業が代替人材の確保を支援

なお、令和2年度補正予算成立にともない、農林水産省の「農業労働力確保緊急支援事業」の実施が決定した。内容としては、(1)代替人材の雇用等をする農業経営体への支援(援農者緊急確保支援事業)、(2)人手不足経営体と雇用契約無く援農者を送りこむ学校や団体への支援(研修等支援事業)、(3)農業経営体や協同組合等が人材を呼び込むための支援(人材呼び込み支援事業)、(4)都道府県を通じた研修用農業機械・設備の導入支援(農業機械等導入事業)の4つに分かれている。当初こそ、外国人技能実習生の受入予定者に限った措置として検討されていたが、最終的には「新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた農業経営体」を広く対象にすることが決まっている。

このうち、(1)の援農者緊急確保支援事業は、代替人材の雇用で生じた、掛かり増し経費等を支援する内容である(支援対象期間は2020年4月1日～。最長同年12月末)。代替人材には、国籍も含めて特別な要件はない。ただし、7日間以上の雇用契約の締結が原則となり、申請時には費用が確認できる書類の添付が必須となる。また、掛かり増し経費は、受入予定だった人数に応じた上限設定がなされるなど、その他いくつか留意点がある(注 23)。

掛かり増し経費に含まれるものとしては、交通費(上限:3万円/月)、宿泊費(上限:6千円/泊)、保険料実費、賃金(労賃)(上限:500円/時間、10時間/日)が対象となる。なお、支援の上限は500円/時間だが、技能実習生の雇用時よりも高い時給を設定することに問題はない。また、利用

に応じて、人材紹介会社に支払う紹介料や派遣料、作業受託組織への委託料金から掛かり増し分を計算してもよいが、あらかじめ全国農業会議所に利用する会社が登録されている必要がある。

下記は、来日できなかった技能実習生に代わり、県内在留者を1か月間、直接雇用(職業紹介事業者を利用)した場合の金額として、農水省が例示したものである。代替人材の交通費、宿泊費、労賃(監理団体に支払う監理費、職業紹介事業者に支払う紹介料を加味)の差額、保険料の実費分を合算して、日本人を雇用した場合に追加で要した11.7万円/月が本事業を通じて受け取ることが可能と計算されている。

第1表 援農者緊急確保支援事業の助成金額例
(来日不可となった技能実習生に代わり、県内在住者を1か月間、直接雇用した場合)

	交通費	宿泊費	労賃		保険料	計
技能実習生にかかる経費	0万円	0万円	22.8万円	1,000円/時間×8時間×26日、 監理費2万円/月	-	22.8万円
「代替人材」にかかる経費	1万円	3万円	28.0万円	1,200円/時間×8時間×26日、 紹介料3万円/月	2.5万円	34.5万円
差額	1万円	3万円	5.2万円		2.5万円	<u>支給額</u> 11.7万円

資料 農林水産省資料

(https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/attach/pdf/roudouryokukinkyukakuho-8.pdf)

注1 宿泊費はアパート家賃を農家負担分、交通費はアパートから従事先の移動(片道20km)の燃料費を想定。

注2 技能実習生は、農業者が用意した職場の近隣の寄宿舎等で住んでいることを仮定。

代替人材については、農作業に不慣れな者も多いため、研修が必須なケースも多い。そのため、(1)の事業には、農業経験がない代替人材に対する研修経費には、1時間当たり2,400円助成する措置も含まれている。

次の(2)の研修等支援事業は、①研修機関やJA等が新たに農業に従事する人向けに行う研修に関する費用(講師謝金や教材費)の助成、②研修機関やJA等に在籍する職員等が、人手不足経営体に対して、派遣実習あるいは契約のない援農を行った場合に実際に生じた、交通費(上限:3万円/月)、宿泊費(上限:6千円/泊)、保険料、援農に要するその他の掛かり増し経費(上限:500円/時間かつ4千円/日(8時間))の助成、という2つの内容を含み、援農する事業者が注目すべき内容となっている。

なお、(1)の助成は、支援を受けようとする農業者による、経費等にかかる調書の作成、申請が基本とされている。ただし、関係するJA等が当該調書を取りまとめてもよいとされている。とりわけ監理団体業務と職業紹介事業を兼任するJA等は、本内容を支援しやすいだろう。既に持続化給付金については、多くのJAが農業者の申請支援を行うことを決めている。農業労働力確保緊急支援事業についても、同様のサポートが行われる予定である(注24)。

こうした国の支援とあわせて、独自に雇用助成を創設した都道府県や市町村も多い。先に取り上げた鳥取県の事例でも、鳥取県が県・ハローワーク・JAが設置している無料職業紹介所に求人を出したことを条件に、臨時的な雇用者の人件費と交通費の1/2を補助する事業(注25)を利

用している。支援策が充実しているからこそ、各農業者は、自ら利用できる仕組みや助成等の情報収集が大事な状況となっている。

(注23) 「農業労働力確保緊急支援事業実施要項」(令和2年4月30日付け 2経営第345号 農林水産事務次官依命通知)など参照。

(注24) 農業労働力確保緊急支援事業の助成金の交付申請は6月29日より開始予定。監理団体となるJA等は、技能実習生が特別定額給付金を確実に受給できるように支援することも必要である(外国人技能実習機構が「技能実習生に係る特別定額給付金の確実な受給に関する依頼について」(2020年5月14日))。なお、本給付金は、帰国困難を理由に日本に在留し続けている者も対象に含まれる点に注意されたい(「特別定額給付金事業における在留資格や在留期間の変更等があった外国人に係る取扱いについて」(総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長、2020年5月19日事務連絡)参照)。

(注25) 鳥取県「緊急雇用対策農林水産ささえあい事業(うち緊急農林水産業雇用事業(雇用型))」。

4 コロナとの「共存」-「WITH(ウィズ)コロナ」時代への対応が急務

2020年5月25日、緊急事態宣言が全都道府県で解除となり、休業を余儀なくされていた飲食店や旅館等も営業を再開した。しかし世界的にみれば、新型コロナウイルスの感染者数は依然増加傾向にあり、引き続き予断を許さない状況にある。2020年5月25日の安倍総理大臣の発言の通り、「第2波、第3波の可能性に常に備える」べきであり、アフターコロナ、ポストコロナよりむしろ、新型コロナウイルスと共存する「With(ウィズ)コロナ時代」を意識すべきという意見が増えている。こうした考え方は、20年5月4日に厚生労働省が公表した「新しい生活様式」にも反映されており、農業分野でも意識すべきであろう。事実、宣言解除以降も感染者が再び増加する傾向がみられており、筆者としてもいくつかの留意点を考えている。ここでは、農業分野での外国人受入にも関わる論点として、以下4点を紹介したい。

一点目は、感染予防対策である。なかでも、職場等でいわゆる「三密」(密閉、密集、密接)を避ける工夫(屋内作業時の換気等は意識的に行うなど)は真っ先に検討すべきであろう。農業は、他産業と比較して三密となりにくいといえるかもしれないが、選果施設や加工施設等を含めれば、そうとも言い切れない。実際、急速な感染拡大があった米国では、食肉加工大手のタイソン・フーズやスミスフィールド・フーズ等の食肉処理施設では、従業員の感染が拡大し、施設閉鎖が相次いでいる(注26)。さらにいえば、米国内の25の「ホットスポット」(感染拡大が目立ったエリア)のうち12が食肉産業由来となっている。なお、こうした閉鎖は、食肉供給量の急減に直結したため、「肉不足」を懸念する消費者意識とも相まって、米国内の牛肉卸売価格は2020年4月に過去最高を記録。5月上旬のピーク時には3月末の2倍に上昇している(注27)。本事態を受けて、トランプ大統領は、国防生産法に基づく大統領権限を用いて食肉施設に操業継続を命じたが(4月28日)、労働組合等は、従業員の安全確保の面から即時の再開は不可との意見を表明した。その後、従業員数を抑えつつ再開する動きが一部みられたが、5月中旬時点でも過半の施設が休業を継続した。働く者の不安も依然大きい。それほど、これまでの食肉処理は「密」な環境での流れ作業だったといえ、コロナの感染防止を意識しながら、生産能力を確保したオペレーションを見直すことは容易ではないと考えられる。5月に入り、大手企業は、総額1億ドル以上の費用をかけて、健診(ヘルス

クリーニング)、温度チェック、フェイスマスク等を拡充したことをプレスリリースしている。これらの対策は、感染拡大のリスク低下を期待できるとはいえ、感染リスクを完全になくすものではない。また、日常の動作や会話、休憩時の過ごし方など注意が必要なポイントが多く、リスクを抱えての営業になることは間違いない。

日本国内の技能実習生や特定技能外国人について考えれば、職場のほか、住居での対策を検討する必要がある。特に技能実習生は、実習実施者が用意した寄宿舎にあたる施設において、共同生活するケースが多いため(注 28)、集団での感染リスクが高く、寄宿舎における感染防止策や感染者が出た際の対応を事前にまとめる必要がある。なお、シンガポールでは、外国人労働者が共同生活する寮において4月下旬以降、爆発的な感染拡大が生じ、外国人労働者が国内感染者の9割超を占める異常な事態となっている。シンガポール政府は、劣悪な居住環境をこの要因とみなし、6月1日には、国主導で寮の建設を進めることを公表している。

二点目は、職場で感染者が発生したときの対応策を考えておくことである。農林水産省は、「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」を作成し、農業者、畜産事業者、食品産業事業者、木材産業事業者、林業経営体、漁業者別に、新型コロナウイルス感染症の予防対策と患者が発生したときに業務継続を図る際のポイントをまとめている(注 29)。また、ここでは、2020年5月8日までの知見に基づいて、一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等において操業停止や食品廃棄などの対応は必要ないことを明記している。逆にいえば、感染者発覚後も業務を継続することを踏まえて、事前の対応方針の検討を行うべきとなっている。

農業者向けのガイドラインをみると、業務継続での検討事項には、①農業者集団内及び農業団体等による支援体制の整備(連絡体制の構築等)、②感染者等の把握と情報共有、③生産施設・事務室等の速やかな消毒、④事業継続のための支援(代替要員の確保に向けたリストの作成、必要な作業の明確化や優先順位付け、代替要員と感染者との接触防止措置、代替要員が確保できない場合のほか等の最低限の維持管理方法の検討など)、⑤農業団体等による管内への注意喚起の発出、等がなっている。④については検討事項が多岐に及んでいるが、既に生まれている他産業との連携を一時的なものとして、再び同様の事態に直面したときに連携できる体制を構築すべきという内容になっている。

技能実習生等についていえば、複数人が寄宿舎等で寝室を共有する場合は、感染後の自宅隔離の対応が難しいとも考えられる。事前に監理団体等を協議すべきポイントであろう。

三点目は、外国人の来日直後の対応についてである。日本を含めて、多くの国が入国後14日間の自宅隔離を義務付けている。これを徹底するために韓国では、専門分野以外の外国人労働者に対して、入国後14日間の隔離措置を行う居住地を入国前に示し、「確認書」の給付を受けることを必須とする措置を始めている(2020年5月11日～)。

日本でも、徐々に入国拒否の解除が進む一方で、入国直後の隔離措置は当面続くと考えられる。この間の過ごし方や場所、生活支援の方法を考える必要がある。ちなみに、技能実習生の場合は、入国直後1~2か月は、日本語や生活一般に関する知識等に関する「入国後講習」を受ける必要がある。本講習は、机と椅子を用意した学習に適した施設での座学が基本とされているため、これまでは大人数を一か所に集めた集合研修方式で実施されてきた。それゆえ、いわゆる「三密」になりやすく、もし参加者に感染者が含まれていれば、多くの実習生に影響が及ぶと考えられる。こうした事態を避けるため、法務省では、入国後研修について「当面の間、音声と映像を伴うテ

レビ会議など、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法により実施すること」を認めている(注30)。インターネットを活用したオンライン講習が当面増える可能性も高い。

最後4点目としては、コロナウイルスに関わる不当な差別や偏見の意識をなくすことである。5月上旬には、コロナ感染者が少ない県において、感染が多い県外ナンバーを持つ車に対する差別的な発言(「コロナを運ぶな」など)が確認された。また、米国や欧州、南米等と比べると感染者数の増加がペースダウンしているものの、当初は、中国をはじめアジア各国の外国人に対する差別的な発言等があり、今後もないとは言い切れない。受け入れる農業者や監理団体等は、こうした考えを持つべきではないことを徹底的に周知し、来日する外国人の不安を払拭し、安心して日本で暮らせるように配慮するべきと考える。その一方で、こうした差別的な扱いは、地域住民の不安を反映していると寄り添うことも必要であろう。前述した入国直後の自宅待機を徹底し、周知することが、地域住民の不安を払拭することにもつながると考えてもよいかもしれない。

(注26) タイソン・フーズでは、工場に勤務する2,244名の従業員をテストしたところ、1/4を超える570名が陽性だったと公表している(無症状者含む、2020年5月20日時点)。また、アメリカに限らず、ドイツの食肉加工施設でも感染者拡大が問題となっている。アメリカではヒスパニック系、ドイツではルーマニアやポーランドなど東欧諸国を出身とする外国人が就業していることが多い。そのため、現地の報道では、食肉施設での感染者拡大と外国人労働者の労働環境等の悪さを結び付けて論じる動きもみられる。

(注27) 「USDA Livestock, Poultry & Grain Mkt News」を参照とした(最終確認時点:2020年5月27日分)。

(注28) 技能実習生の宿泊施設については、技能実習法および施行規則に基づき、一定の基準を満たすことが必須となっている。また、特定技能外国人についても、「適切な住宅の確保に係る支援」が必須とされ、雇用主が所有する社宅等を住居として提供する場合を含め、1人あたり7.5㎡以上(寝室4.5㎡以上)の居室を確保することなどが必要になっている。この限りにおいて、ルームシェアなど複数人が住居することに問題はない(「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の2019年9月27日改正内容参照)。

(注29) https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html 参照。

(注30) 「【Q&A】技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」等参照。

5 今後の展望-農業生産の外国人労働力への過度な依存はリスクと認識すべき

今回のコロナ禍に生じた問題に関しては、多くの論者が、コロナ禍以前からの懸念が一気に顕在化したと総括している。田代(注31)も、「コロナウイルスショックは、日本の産業・国土利用構造の『歪み』をはしなくも写し出す鏡」と述べており、日本農業、とりわけ農業労働力でも、こうした「歪み」が明らかになったといえるだろう。技能実習生が来日できずに人手不足となったことについては、技能実習制度の本来の目的から乖離していた現状を厳しく追及し、制度の根本的な見直しが必要という意見も出ており、今後の議論の展開を注意深くみていく必要がある。

ちなみに、コロナ禍における農業分野の人手不足は、日本に限らず、米国、ドイツ、フランス、イギリス、オランダ、オーストラリア等々でも発生している。さらに、これらの国々はすべて、外国人労働者の来日が不可となってことを人手不足の要因としている点でも共通している。

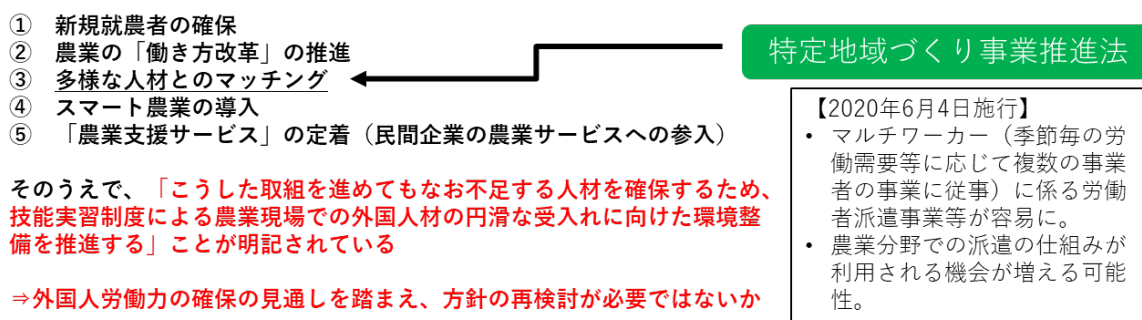
欧州では、東欧からの外国人季節労働者の入国をはかるため、当初、チャーター機を手配したり、農業季節労働者を「経済活動に重要な労働者」に加え、国境移動を特別に認める措置等に対応していた。しかしその後入国が困難になると、日本と同じく、自国にいる人に農業で働いてもらうことが中心的な対策となった。ここで、最も成功したとみられるのがフランスである。3月下旬、ギヨーム農相が一時解雇などで仕事がなくなった人々に対し、「偉大な農業軍」として農業で働くことをラジオ・テレビで呼びかけた結果、当初の予想を上回る約24万人の応募があったという(注32)。イギリスでも「Pick For Britain」キャンペーンとして同内容の取組みを行っており、サイト開設直後は応募が殺到したとのことである。その後、一旦落ち着いたが、5月19日にはチャールズ皇太子が、SNSを通じて収穫作業の手伝いを呼びかけており、応募者の増加が期待されている。

ここで注目したいのは、各国の農業生産がこれほど「外国人労働力」に依存している現状である。

筆者は、日本国内の農業労働力に関して、外国人に過度に依存するリスクを以前から指摘してきた(石田(2018a))。ただし、このときは、日本とアジア各国との最低賃金格差の縮小や国際的な人材獲得競争の影響から、「外国人を呼ば来てくれる状況が続かない」という中長期的なリスクの指摘であった。一方、今回のコロナ禍は、突如外国人が来日できないという、極めて異例なかたちでのリスクが顕在化した。今回のコロナ禍が落ち着いたとしても、第2波、第3波の懸念は拭えない。また、新型コロナウイルスに限らず、今後も何らかの理由で入国制限が措置されることがあり得るとすれば、外国人労働力の受入れには新たなリスクが加わったといえる。

こうして考えると、新たな「食料・農業・農村基本計画」の労働力対応に関する方針(次ページ参照)は、どれも重要である。労働条件や労務環境の見直しを含む、農業の「働き方改革」の推進は、農業が就業先として選ばれる前提であるし、多様な人材とのマッチングをはかり、働く人を増やす努力も欠かせない。また、スマート農業やそれを用いた「農業支援サービス」によって、省力化が進み、革新的な農業につながる可能性もある。以上を踏まえたうえで、最後に筆者が農業労働力に関連して直近考えている点を紹介してみたい。

第2図 「食料・農業・農村基本計画」(2020年3月31日閣議決定)の労働力対応に関する方針



資料 「食料・農業・農村基本計画」をもとに筆者作成

1点目は、多様な人材とのマッチングに関する「待ち」の姿勢から脱却である。コロナ禍以前から、JAグループでは、職業紹介事業を開始し、独自に求人サイトを開設する事例が増えていた。また、コロナ禍をきっかけに、他産業との連携が新たに生まれ、民間事業者のマッチングアプリ等の開発も進んでいる。今後、就労先として、農業が選ばれる可能性は高まったといえる。しかし、それゆえに、個々の農業者では、就労先として選ばれる工夫、すなわち潜在的な農業従事への関心に対する「営業」的な発想を持つべきと考える。

例えば、農業に特化した求人サイトでは、農繁期に同じような立地や雇用条件の求人情報があふれてしまうことが多い。求職者にすれば、似た求人が多いと、「どこに応募したらよいかわからない」という状況になってしまい、農業での従事経験が少なければ、なおさらである。そのため、農業者としても、どのような作業に従事することになるかを明確に示すことや、写真の活用を含めて職場環境を意識的に伝え、働くイメージを持ちやすくすることが必要であろう。また、求職者の希望条件等を聞くことやインターン、研修の開催などを通じて、働く不安を取り除くことも重要である。この点については、行政やJA等による支援も可能であろう。

他産業との連携については、「従業員のシェア」という観点での注目も高まっている。この背景には、「働き方改革実行計画」(2017年3月)等が副業・兼業を普及促進してきたことも影響している。農業と宿泊業で今回生まれた連携関係については、今後も継続していくことが望ましい。コロナ禍以前にはなるが、県内の宿泊業の閑散期を広く調査し、他産業との連携を模索していた事例もある。閑散期に働く機会を求めるニーズに対して、農業サイドから提案していくことも今後は重要であろう。

また、労働力を受け入れる体制面の整備も述べておきたい。JA全農おおいたとパートナー企業の取組みは、その1つであろう(草野(2020))。また、2020年6月4日から可能となった、特定地域づくり事業協同組合制度(注33)の活用も有効である。リーマンショック時と同じく、今回のコロナ禍をきっかけに、「農村回帰」への関心が高まる可能性は高い。また、在宅勤務が広がった結果、郊外に住む人が増えるとも考えられる。こうした人たちが、農業で働くことに関心を示した時に、適切な「受け皿」を準備しておくことが、地域として必要だろう。行政や金融機関、JA等と一緒になりつつ、主体的に動くことを期待したい。

2点目は、「労働力確保」にあわせ、「省力化」に重点を置くことの重要性である。多様な人材とのマッチング、技能実習生および特定技能外国人の受入れは、現在の生産体系を前提に、不足する労働力を確保することに主眼がある。そこから、いかに「省力化」および「労働生産性の向上」が可能かということが、いま以上に意識されてよい。

このとき、最も注目されているのが、スマート農業の導入である。しかし現時点、スマート農業がすべての農作業での人手不足を解決する段階にはない。むしろ、多くの要望がある作業ほど、開発段階や実証段階のケースが多く、短期的にみれば解決策としての過度な期待は禁物である。また、導入費用が高額のため、利用可能な農業者が限定的となり得るほか、スマート農業による「機械化貧乏」を懸念する意見も多い。それもあって、民間企業等がスマート農業を活用しつつ、「農業支援サービス」を行うことに期待が持たれており、相当のニーズがあると見込まれる。農業分野のスタートアップ企業を支援するJAアクセラレーター第2期(注34)をみても、収穫ロボット等を利用した農業支援サービスに取り組む企業の応募が多く、今後の普及への期待は高まる。このときは、こうした企業と農業者をマッチングさせる支援・仕組みも必要であろう。

ただし、その前に、個々の農業者では、自らの経営のなかで、いつ、どの作業で人手が不足しているのか、どの作業に省力化の可能性があるのかを検討してもよいだろう。特に野菜については、収穫から調整・出荷までの作業時間が、投下労働時間全体の過半を占める品目が多い。そのため、省力化を意識した出荷方法の見直しや規格の変更によって、改善できる余地が少なくない。例えば、大葉では、それまで10枚をゴムで1束に縛り、10束を1パックとする作業に多大な時間を要し、技能実習生を中心に対応してきた。しかし近年、袋詰めでの出荷が増えつつある。当初は業務用から始まったが、徐々に小売向けも増えており、各農業者の大幅な省力化につながっている。また、業務用野菜では、段ボールに詰めて出荷することから鉄コンでの出荷に切り替えた結果、フォーク

リフトの作業が可能になったこともあり、4割の労働時間の削減を実現している。このようなBPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)の観点を農業も持つべきであろう。本稿では大きく取り扱っていないが、農業現場と同様、選果場での人手不足も深刻である。「三密」のリスクも高いことから、BPRの観点を含め、選果場の在り方を考えるタイミングであることを補足として述べておきたい。

(注31) 田代洋一「日本の『歪み』映し出すコロナは『鏡』」(2020年4月15日付 農業協同組合新聞 WEB サイト) (<https://www.jacom.or.jp/nousei/tokusyu/2020/04/200415-41250.php>)。

(注32) フランスの取組みについては、「失業20万人 農業に」(2020年4月11日付 日本農業新聞)等でも紹介されている。

(注33) 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくし事業の推進に関する法律」(2020年6月4日施行)に基づく事業。

(注34) JAアクセラレーターとは、「『食と農とくらしのイノベーション』をキーワードに、農業、地域社会が抱える様々な課題を解決し、次世代に残る農業を育て、地域のくらしに寄り添い、場所や人をつなぐパートナーとして、革新的な商品・サービスを創造する起業家・事業家を募集」する取組みである。2019年度から開始され、今年度で2期目となる。

おわりに

今回のコロナ禍は、農業分野の人手不足が深刻であり、かなり歪な状況にあることをあらためて認識する機会となった。なかでも、技能実習生等の人手に大きく依存していることは、国民の関心を集めたといえる。また、今回の状況を通じて、農業分野の人手不足が、農業者だけの問題ではなく、消費者となる国民の「食卓」に直結すると考える人も少なからずいたと考えられる。農業分野で働くことの意義の大きさが共有され、農業で働く人が増えることを望みたい。それゆえ、農業者側は就業先として選ばれるため工夫や配慮をこれまで以上に意識する必要がある。また、新たな技術や出荷方法等も検討することなど、意識的な取組みが必要であろう。

リーマンショック後は、新規就農者が増えた事実もある。農業者、行政、JAグループは、そうしたニーズに適切に応えていくべきであろう。

技能実習生や特定技能外国人についていえば、今後の入国拒否の解除の状況次第では、再度、受入が増えると思込まれる。受入にともなうリスクがあることを事前に認識することはもちろん、外国人が日本国内で実習・就労する不安をできる限り取り除く意識を持つべきであろう。

(いしだ かずき)

< 参考文献 >

- 石田一喜（2017）「国家戦略特別区域における農業支援外国人受入事業の概要」
『農林金融』2017年11月号
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1711re1.pdf>
- 石田一喜（2018a）「外国人労働をめぐる農業生産構造の現実」
『AFC フォーラム』2018年6月号
https://www.jfc.go.jp/n/findings/afc-month/pdf/afc_forum1806.pdf
- 石田一喜（2018b）「新たな在留資格『特定技能』の概要」
『農林金融』2018年12月号
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1812re3.pdf>
- 石田一喜（2019）「JA等による外国人受入れの概要について― 請負方式と特定技能に注目して ―」
『農中総研 調査と情報』2019年3月号
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1903re6.pdf>
- 植田展大（2020）「新たな基本計画と農業労働」
『農中総研 調査と情報』2020年5月号
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2005re6.pdf>
- 草野拓司（2020）「JA全農おおいたとパートナー企業の連携による労働力支援の取組み」
『農中総研 調査と情報』2020年5月号
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2005re11.pdf>
- 濱口桂一郎（2020）「新型コロナ休業支援金/給付金の諸問題」（2020年5月28日）
<https://www.jil.go.jp/tokusyuu/covid-19/column/011.html>
- 上林千恵子（2020）「特定技能制度の性格とその社会的影響」
『日本労働研究雑誌』2020年特別号（No.715）
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2020/special/pdf/020-028.pdf>
- 堀江奈保子（2020）「休業・失業時の所得補償 コロナ禍で考える今後の所得補償制度」
『みずほインサイト』（2020年6月2日）
<https://www.mizuhori.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl200602.pdf>